

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 有限会社かねしろ商店

所在地 茨城県北茨城市磯原町木皿 897 番地 3

2 対象の屋外保管事業場

茨城県北茨城市磯原町大塚字ウツボ場 245 番 2 外 2 筆

3 勧告の内容

令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 成田国際株式会社

所在地 茨城県笠間市稲田 2435-3

2 対象の屋外保管事業場

茨城県笠間市稲田字川西 2439 番 1

3 勧告の内容

令和8年5月29日までに、保管物の高さ、保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 東和株式会社

所在地 東京都大田区西蒲田七丁目43番9号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県鹿嶋市大字泉川字島野454番6 外8筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 有限会社石浜

所在地 茨城県龍ヶ崎市 697 番地

2 対象の屋外保管事業場

茨城県龍ヶ崎市字出し山 697 番 1 外 3 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位及び保管方法について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 株式会社ワールド・プラネット
所在地 茨城県牛久市久野町1019番地3

2 対象の屋外保管事業場

茨城県牛久市久野町1019番3

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社大伸

所在地 茨城県古河市上片田 1272 番地 66

2 対象の屋外保管事業場

茨城県下妻市高道祖字猫子 4103 番 1 外 2 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社拓歩

所在地 埼玉県三郷市彦野一丁目206番

2 対象の屋外保管事業場

茨城県下妻市大木字熊ノ山1043番 外4筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 有限会社大宇産業

所在地 茨城県常総市大生郷町 6138 番地 3

2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県常総市豊田字卵塔西 1639 番 1 外 2 筆
- ・茨城県結城郡八千代町大字平塚字番田 1963 番 4 及び 1964 番 2

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 正雄株式会社

所在地 茨城県筑西市辻 1907

2 対象の屋外保管事業場

茨城県筑西市辻字西原 1907 番4 外2筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 株式会社トラスト

所在地 茨城県坂東市辺田 1449 番地 24

2 対象の屋外保管事業場

- ・茨城県坂東市岩井字駒跣前 77 番 4 外 4 筆
- ・茨城県坂東市岩井字駒跣前 75 番 3
- ・茨城県坂東市幸田字谷津台 1405 番 26

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 光三協株式会社

所在地 東京都大田区中央一丁目4番8号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市苅打字善孝1527番1 外2筆

3 勧告の内容

令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 株式会社信栄情報プランニング

所在地 東京都足立区中川二丁目13番17号

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市猫実字境木1701番1及び1702番1

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名称 有限会社越路金属
所在地 茨城県坂東市馬立 1254 番地

2 対象の屋外保管事業場

茨城県坂東市馬立字南の台 1254 番 外 17 筆

3 勧告の内容

- （1） 令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- （2） 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者
名称
所在地

2 対象の屋外保管事業場

3 勧告の内容

令和8年5月29日までに、保管物の高さ及び保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和5年茨城県条例第41号。以下「条例」という。）への違反が確認された下記の事業者に対し、条例第11条第1項第1号に基づき屋外保管事業場等の改善を勧告したが、当該勧告に従わなかったため、同条第2項に基づき、公表する。

令和8年6月1日

茨城県知事 大井川 和彦

記

1 事業者

名 称 東翔株式会社

所在地 茨城県猿島郡境町大字若林 126 番地

2 対象の屋外保管事業場

茨城県猿島郡境町大字若林字中道 127 番 1 外 5 筆

3 勧告の内容

- (1) 令和8年5月29日までに、保管物の保管単位について、既存屋外保管事業場届出書の内容に合致するよう是正すること。
- (2) 令和8年5月29日までに、屋外保管事業場の構造に関する基準に合致する囲い及び門扉を設置すること。